

議員提出議案第18号

国際社会における生物・化学兵器の使用を禁止するための取組を求める意見書

生物・化学兵器は、その非人道性や被害・影響の大きさから、ジュネーブ議定書を始め、生物兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約（以下「条約」という。）において、その使用や、開発・生産・貯蔵等が禁止されています。

我が国は、これらの議定書、条約の規定を遵守し、国際社会の取組に積極的に参画するとともに、各種独自の取組を行いながら、国際社会に貢献してきました。

最近では、シリア紛争における化学兵器の使用が、国際連合の調査団により報告されましたが、国際社会の圧力を受け、シリア・アラブ共和国が化学兵器禁止条約に加盟し、平和的解決の道を進んでいることは、これら国際的枠組みの必要性・有効性を示したものとと言えます。

しかし、生物・化学兵器は、核兵器と比較した場合、材料調達や開発・製造等が容易であることから「貧者の核兵器」とも呼ばれ、開発途上国への拡散や、世界各地の紛争、テロ行為に使用されることが引き続き懸念されます。

よって、政府においては、世界平和の実現に資するべく、条約の遵守を広く国際社会に働きかけながら、その実効性の強化につながる取組を、国際社会を先導して進めていかれることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月22日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	高橋勝頼
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	加川義光
	同	土井裕之